

宿泊約款

(適用範囲)

- 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は、一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、事項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出させていただきます。

- (1)宿泊者名
- (2)宿泊日及び到着予定時刻
- (3)宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4)その他当ホテルが必要と認める事項

2宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあつたものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。

2宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2)満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4)宿泊しようとする者が、病毒伝播の恐れのある伝染病の疾病に罹っていると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7)宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力であるとき。
- (8)宿泊しようとする者が、暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (9)法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(10)宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(11)宿泊しようとする者が、宿泊施設もしくは宿泊施設従業員に対して暴力的要挙を行ひ、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由によって宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であつて、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
又は同行為をしたと認められるとき。
- (2)宿泊客が病毒伝播の恐れのある伝染病の疾患に罹っていると明らかに認められるとき。
- (3)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (4)宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑をおぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑をおぼす言動をしたとき。
- (5)喫煙コーナー以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (6)宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は、関係者、その他の反社会的勢力であるとき。
- (7)暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (8)法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
- (9)宿泊施設もしくは宿泊施設従業員に対して暴力的要挙を行ひ、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (10)当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録させていただきます。

- (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3)出発予定時刻
- (4)その他当ホテルが必要と認める事項

2宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝12時までとします。ただし、連続して宿泊する場合にはおいて到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。
この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の 30% (午後3時まで)
 - (2) 超過6時間までは、室料金の 50% (午後6時まで)
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の 100% (午後6時以降)

(利用規則の遵守)

- 第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第11条 当ホテルの主な施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の表示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
なお、必要やむを得ない場合には一部変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、その限りではありません。
- 2 当ホテルは、万一火災等の対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い)

- 第14条 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払いその補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物の取扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、き損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて当ホテルの故意又は、過失により滅失、き損等の損害が生じた場合以外は、当ホテルは賠償いたしかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車の責任)

- 第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料<又は室料+朝食料>） ②サービス料 10%
	追加料金	③飲食料（又は追加飲料<朝食以外の飲食料>）及び その他の利用料金 ④サービス料 10%
	税金	イ. 消費税 ロ. 宿泊税（宿泊料金が1人1泊につき1万円以上の場合）

備考1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

2. 税法が改正された場合はその改正された規程によるものとします。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解約の通知を受けた日		不泊	当日	前日	9日前	20日前
契約申込人数						
一般	14名	100%	80%	20%		
団体	15名～99名	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

（注）1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分（初日）の違約金を收受します。

3. 団体客（15名以上）の一部について契約解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただけません。